

第5章 介護保険に関する財政見通し

注

本計画は、「第3期日野市高齢者福祉総合計画」であるため「第3期」という名称で表記を行っていますが、本章では、介護保険に関する章となるため、表記を「第7期介護保険事業計画」という名称で記載します。

第5章 介護保険に関する財政見通し

本章では、介護保険の財政見通しについて整理します。

1. 介護保険財政の制度概要

(1) 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下の通り介護保険料と公費で負担します。

■財源構成のイメージ図（平成 30～平成 32 年度）

保険料 (65 歳以上)	保険料 (40～64 歳)	公費 (国、都、日野市)	保険給付費 居宅サービス 施設サービス 地域密着型サービス 高額介護サービス 審査手数料 等
保険料 (65 歳以上)	保険料 (40～64 歳)	公費 (国、都、日野市)	
保険料 (65 歳以上)	公費 (国、都、日野市)		地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス 事業費 一般介護予防事業費
23%	27%	50%	包括的支援事業 任意事業 等

※地域支援事業は2種類の事業で財源構成が異なります。介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業は保険給付費と同じ構成ですが、包括的支援事業と任意事業は40歳から64歳までの保険料の代わりに公費負担となります。

(2) 介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第7期介護保険事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の23%を第1号被保険者見込み数で割ることにより算出します。

■介護保険料算定の手順

【サービス費用の見込み】

① 高齢者人口の推計

・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考に、将来の第1号被保険者数を算出します。

② 認定者数の推計

・高齢者の年齢を6段階に分け、各年齢ごとの認定率を求め、そこから認定者数を推計します。

③ 各サービス利用者数の推計

(自然体推計)

・現在の利用をもとに、サービスごとの利用者数を推計します。

④ 施策を反映した

利用者数推計

・③で算定した推計に対して、施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数を補正します。

⑤ サービス量と費用の推計

・基本、1月あたりのサービスの利用回数、利用単価、利用人員を算出し、それをかけ算することで、費用（給付費）を推計します。

⑥ 級地区分等の補正（必要に応じて）

・総給付費に級地区分や補正率の変更が発生した場合は調整します。

⑦ 介護給付費の推計

・総給付費に加え、特定入所者介護サービス費などの費用や、地域支援事業費等を勘案して、総事業費を算出します。

【介護保険料の推計】

① 介護給付費の負担

・自己負担を除き、全体の23%の費用を65歳以上の高齢者に負担するのが原則となっています。

② 保険料収納必要額の算出

・①での負担割合を、調整交付金の交付割合に応じて補正した割合に乘じ、あわせて収納率を乗じた額が、保険料収納必要額となります。

③ 所得段階区分の設定

・所得段階ごとに基準額に対する割合を算出します。

④ 介護保険料基準額の決定

・所得段階ごとの人数、割合等を算出しながら、介護保険料基準額を算出します。

（３）制度改正等の保険料への影響

介護保険制度の平成 30 年度改正や、日野市のおかれている状況の変化に伴い、介護保険料が上昇することが見込まれます。

ここでは、介護保険制度の変化や社会情勢等の変化により、保険料が変化する理由を記載します。

① 第 1 号被保険者の負担割合が 22%から 23%に上昇

介護保険制度では、第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳まで）の国全体の人口比を参考にそれぞれの負担割合を決定しています。

第 1 号被保険者の割合が第 2 号被保険者の割合と比べて増加していくことが見込まれるため、第 7 期介護保険事業計画期間中では第 1 号被保険者の負担割合が 1 %分増加します。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

② 調整交付金比率の低下

調整交付金制度は、国が負担すべき 25%のうち、所得が低い高齢者が多く、後期高齢者の割合が多い自治体には、25%を超えて国が負担する反面、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者の割合が低い自治体には国の負担率が 25%を下回るなど、地域の状況に応じて国の負担率が変化する制度です。

日野市においても、高齢化は進んでいますが、国の高齢化の進展と比較すれば、緩やかであるため、当面の間は調整交付金の比率が標準の 5%を下回ることが予想されるため、保険料の上昇が見込まれます。

③ 地域支援事業費の上昇

地域支援事業については、医療と介護の連携推進、認知症対策、生活支援サービスの充実、地域包括支援センター機能強化の充実のため、費用が計上されることになり、保険料の上昇が見込まれます。

④ 一定以上所得者の利用者負担割合の 3 割負担への増

介護保険サービスの利用者負担の割合について、第 1 号被保険者のうち、所得が一定水準（合計所得金額が年額 463 万円。単身で年金収入のみの場合、年収 340 万円）以上の方の場合、従来の 2 割負担から 3 割負担に変更されます。そのため、保険給付費が減少し、保険料は安くなる見込みです。

第5章 介護保険に関する財政見通し

2. 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

第6期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、平成37年度を見越して行います。

(1) 被保険者数の推計

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	107,544	108,651	109,685	113,274
第1号被保険者数	45,293	45,830	46,217	47,081
第2号被保険者数	62,251	62,821	63,468	66,193

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位:人)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数		8,610	8,876	9,068	10,311
	要支援1	1,569	1,590	1,628	1,685
	要支援2	1,340	1,439	1,477	1,760
	要介護1	1,476	1,513	1,537	1,782
	要介護2	1,501	1,547	1,580	1,917
	要介護3	1,045	1,060	1,074	1,106
	要介護4	888	927	955	1,212
	要介護5	791	800	817	849
うち第1号被保険者数		8,419	8,679	8,867	10,094
	要支援1	1,554	1,578	1,620	1,678
	要支援2	1,317	1,414	1,449	1,729
	要介護1	1,446	1,484	1,511	1,757
	要介護2	1,461	1,503	1,532	1,862
	要介護3	1,013	1,026	1,037	1,064
	要介護4	870	910	940	1,198
	要介護5	758	764	778	806

(3) 介護サービスの見込み量と給付費の推計

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	979,286	942,201	963,969	1,179,143	
	回数(回)	26,872.0	25,920.0	26,550.0	32,488.0	
	人数(人)	1,430	1,410	1,455	1,760	
訪問入浴介護	給付費(千円)	89,799	79,330	83,952	117,727	
	回数(回)	593.9	524.3	554.8	777.7	
	人数(人)	119	106	110	138	
訪問看護	給付費(千円)	393,753	405,859	416,633	639,703	
	回数(回)	6,759.2	6,991.5	7,158.9	10,810.3	
	人数(人)	717	729	726	893	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	26,895	26,581	28,221	40,407	
	回数(回)	728.8	719.3	763.3	1,091.6	
	人数(人)	72	72	77	97	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	174,949	170,043	175,221	216,283	
	人数(人)	1,216	1,183	1,219	1,504	
通所介護	給付費(千円)	1,137,717	1,174,392	1,223,562	1,602,400	
	回数(回)	12,692.0	13,179.3	13,737.5	17,984.7	
通所リハビリテーション	人数(人)	1,305	1,322	1,351	1,643	
	給付費(千円)	589,356	567,299	572,726	661,218	
	回数(回)	4,770.6	4,634.0	4,671.1	5,279.0	
短期入所生活介護	人数(人)	571	566	579	745	
	給付費(千円)	229,484	224,032	234,016	297,469	
	日数(日)	2,114.0	2,073.0	2,164.0	2,738.0	
短期入所療養介護(老健)	人数(人)	244	241	251	313	
	給付費(千円)	113,575	117,191	126,658	156,368	
	日数(日)	811.7	838.8	904.6	1,114.5	
短期入所療養介護(病院等)	人数(人)	119	114	118	144	
	給付費(千円)	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	
福祉用具貸与	人数(人)	0	0	0	0	
	給付費(千円)	419,654	408,186	418,190	536,156	
	人数(人)	2,077	2,062	2,112	2,651	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	23,091	23,465	24,009	31,959	
	人数(人)	53	54	55	72	
住宅改修費	給付費(千円)	30,442	30,442	30,442	38,641	
	人数(人)	28	28	28	35	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,016,354	1,078,319	1,078,319	1,166,766	
	人数(人)	454	479	479	517	
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	71,877	72,675	83,424	108,688	
	人数(人)	32	31	35	45	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	103,352	109,154	128,026	256,815	
	回数(回)	745.0	786.1	919.7	1,848.6	
	人数(人)	55	53	55	68	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	305,589	305,060	305,060	342,302	
	人数(人)	110	110	110	121	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	298,687	299,412	359,602	406,046	
	人数(人)	95	95	113	128	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	68,503	68,534	68,534	68,534	
	人数(人)	28	28	28	28	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	91,232	91,273	91,273	91,273	
	人数(人)	29	29	29	29	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	474,958	502,998	539,185	797,526	
	回数(回)	5,385.8	5,756.3	6,180.7	9,178.2	
	人数(人)	575	584	596	716	
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,833,772	2,218,442	2,235,466	2,235,466	
	人数(人)	615	735	741	741	
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,724,092	1,724,864	1,755,274	1,755,274	
	人数(人)	492	492	500	500	
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	138,795	278,745	
	人数(人)	0	0	30	61	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	277,246	299,513	147,769		
	人数(人)	60	65	32		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	602,712	602,923	615,662	761,263	
	人数(人)	3,272	3,284	3,354	4,136	
合計	給付費(千円)	11,076,375	11,542,188	11,843,988	13,786,172	

第5章 介護保険に関する財政見通し

(4) 介護予防サービスの見込み量と給付費の推計

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	44,218	47,984	50,943	65,362
	回数(回)	761.7	825.7	878.4	1,131.3
	人数(人)	114	120	124	142
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,441	2,442	2,442	3,140
	回数(回)	67.2	67.2	67.2	86.4
	人数(人)	7	7	7	9
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	12,696	13,728	14,370	16,166
	人数(人)	99	107	112	126
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	80,770	83,210	82,189	95,852
	人数(人)	219	221	214	246
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	5,055	5,124	5,795	11,608
	日数(日)	58.6	58.8	66.5	133.2
	人数(人)	12	12	13	16
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	44,682	47,176	48,463	55,437
	人数(人)	557	586	602	683
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	6,100	6,100	6,445	7,134
	人数(人)	19	19	20	22
介護予防住宅改修	給付費(千円)	20,299	20,299	20,436	22,679
	人数(人)	17	17	17	19
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	46,485	46,506	46,506	46,506
	人数(人)	55	55	55	55
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,315	3,317	3,317	3,317
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
(3)介護予防支援					
	給付費(千円)	43,832	46,033	47,152	53,403
	人数(人)	745	782	801	907
合計	給付費(千円)	309,893	321,919	328,058	380,604

(5) 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費合計(千円)	11,386,268	11,864,107	12,172,046	14,166,776

3. 平成 30 年度から平成 32 年度の標準給付費見込額

3. 平成 30 年度から平成 32 年度の標準給付費見込額

標準給付費見込額の算出にあたっては、P.162（５）で算出した総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払い手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

平成 30～32 年度の標準給付費見込額は、あわせて 373.8 億円が見込まれます。

■平成 30～32 年度の標準給付費見込額

(円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (K = d + g + h + i + j)	11,991,478,773	12,515,715,632	12,872,392,987	37,379,587,392
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後) (d = a - b + c)	11,375,001,602	11,870,786,323	12,203,158,442	35,448,946,367
総給付費 (a)	11,386,268,000	11,864,107,000	12,172,046,000	35,422,421,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 (b)	11,266,398	17,048,891	17,575,742	45,891,031
消費税率等の見直しを勘案した影響額 (c)	0	23,728,214	48,688,184	72,416,398
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後) (g = e - f)	279,249,805	289,064,709	293,686,489	862,001,003
特定入所者介護サービス費等給付額 (e)	279,249,805	289,064,709	293,686,489	862,001,003
補足給付の見直しに伴う減 (f)	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額 (h)	291,791,808	307,646,282	324,373,896	923,811,986
高額医療合算介護サービス費等給付額 (i)	32,135,558	34,443,318	36,924,160	103,503,036
算定対象審査支払手数料 (j)	13,300,000	13,775,000	14,250,000	41,325,000

4. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費から構成されます。

平成 30～32 年度の地域支援事業費は、あわせて 25.3 億円が見込まれます。

■平成 30～32 年度の地域支援事業費見込額

(円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	828,987,724	843,609,300	859,110,925	2,531,707,949
介護予防・日常生活支援総合事業費	543,158,724	548,609,300	554,110,925	1,645,878,949
包括的支援事業・任意事業費	285,829,000	295,000,000	305,000,000	885,829,000

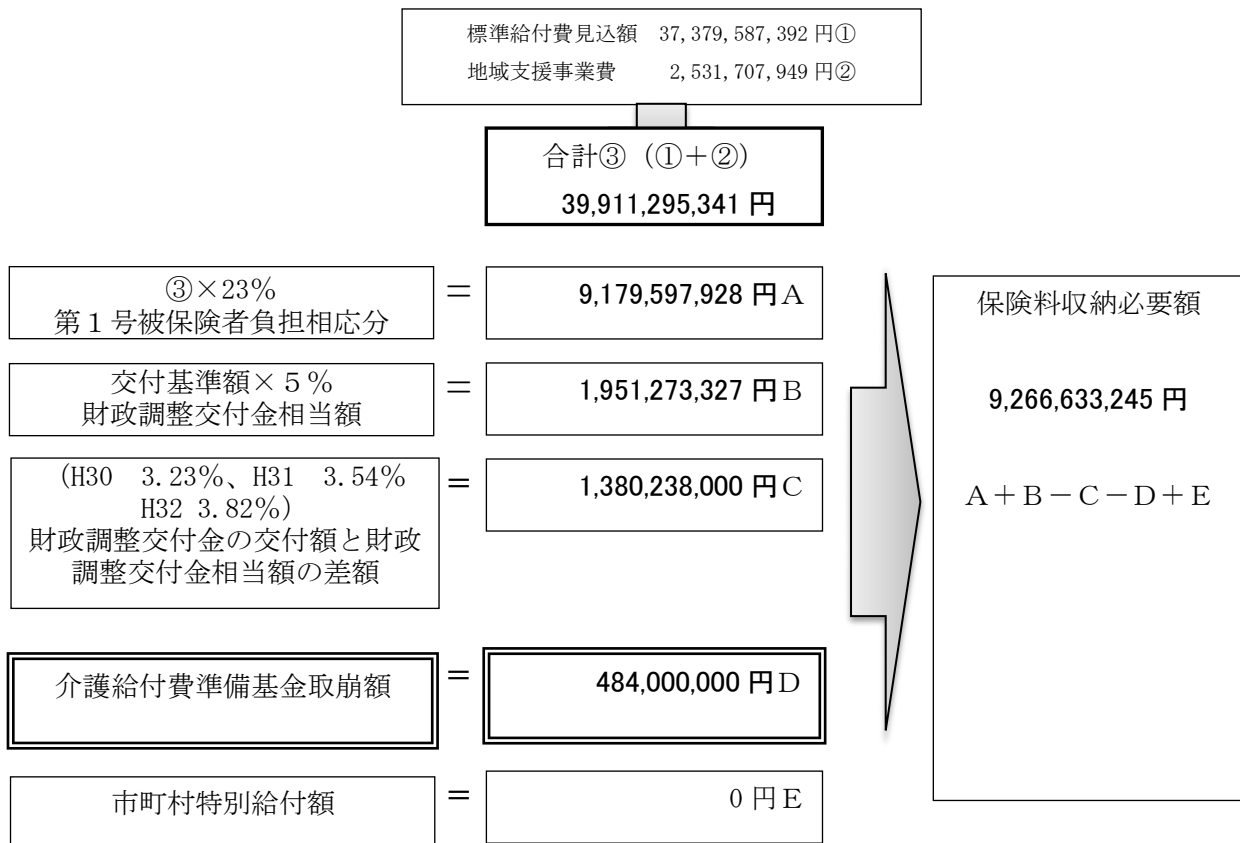
第5章 介護保険に関する財政見通し

5. 介護保険料の算出

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、平成 30 年度からの介護保険料額を算出します。

(1) 介護保険料収納必要額の算定

平成 30～32 年度までの 3 年間ににおける第 1 号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。



※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標（75 歳以上の高齢者割合、85 歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合）に基づき交付されます。

※介護給付費準備基金について

区市町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げることができます。

ただし、第 8 期事業計画（平成 33 年度～35 年度）においても保険料の上昇は避けられず、保険料上昇の平準化を図るために、約 4.84 億円の取崩しを計上しています。

(2) 所得段階設定と推計人口

所得段階については、第6期事業計画の設定をもとにしつつ、低所得者の負担を軽減するため、高所得者（合計所得金額 1,000 万円以上）の保険料率を引き上げ、設定しています。

所得区分	合計所得金額	保険料率(基準額に対する割合)	第1号被保険者数					補正第1号被保険者数
			構成比	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額(※1)+(合計所得金額(※2)一年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	0.45 (0.50)	15.7%	7,095 人	7,179 人	7,240 人	21,514 人	10,757 人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額一年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.65	5.9%	2,667 人	2,699 人	2,721 人	8,087 人	5,257 人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額一年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.75	6.1%	2,760 人	2,792 人	2,816 人	8,368 人	6,276 人
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額一年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	16.4%	7,439 人	7,528 人	7,592 人	22,559 人	19,175 人
第5段階	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額一年金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	10.9%	4,933 人	4,991 人	5,034 人	14,958 人	14,958 人
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	11.4%	5,170 人	5,231 人	5,275 人	15,676 人	17,244 人
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	12.6%	5,712 人	5,780 人	5,829 人	17,321 人	21,651 人
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	14.6%	6,620 人	6,699 人	6,755 人	20,074 人	30,111 人
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	3.1%	1,392 人	1,408 人	1,420 人	4,220 人	6,963 人
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	1.1%	497 人	503 人	507 人	1,507 人	2,713 人
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	0.5%	247 人	250 人	252 人	749 人	1,498 人
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	0.3%	158 人	160 人	161 人	479 人	1,078 人
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	0.2%	112 人	113 人	114 人	339 人	848 人
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	1.1%	491 人	497 人	501 人	1,489 人	4,095 人
合計			100%	45,293 人	45,830 人	46,217 人	137,341 人	142,623 人

※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。（遺族年金・障害年金は対象になりません。）

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した額の事で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除額がある場合は、特別控除額を控除した額です。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。

(3) 介護保険料基準額の算定

(1) から (2) までの推計値及び所得段階の設定をもとに、平成 30～32 年度から 3 年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

保険料賦課総額＝9,379,183,447 円

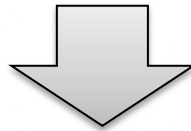
(保険料収納必要額 9,266,633,245 円÷予定保険料収納率 98.8% (平成 30～32 年度までの平均予定収納率))

÷

補正第 1 号被保険者数 (3 年間 142,623 人)

※補正第 1 号被保険者数とは、第 1 号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。

例えば、第 14 段階の割合は 2.75 なので被保険者数も 2.75 と換算します。



年額 65,762 円＝(保険料賦課総額 9,379,183,447 円÷補正第 1 号被保険者数 142,623 人)

月額 5,480 円＝(年額 65,762 円÷12 月)

■第7期介護保険事業計画の保険料見込額（平成30年4月1日～平成33年3月31日まで）

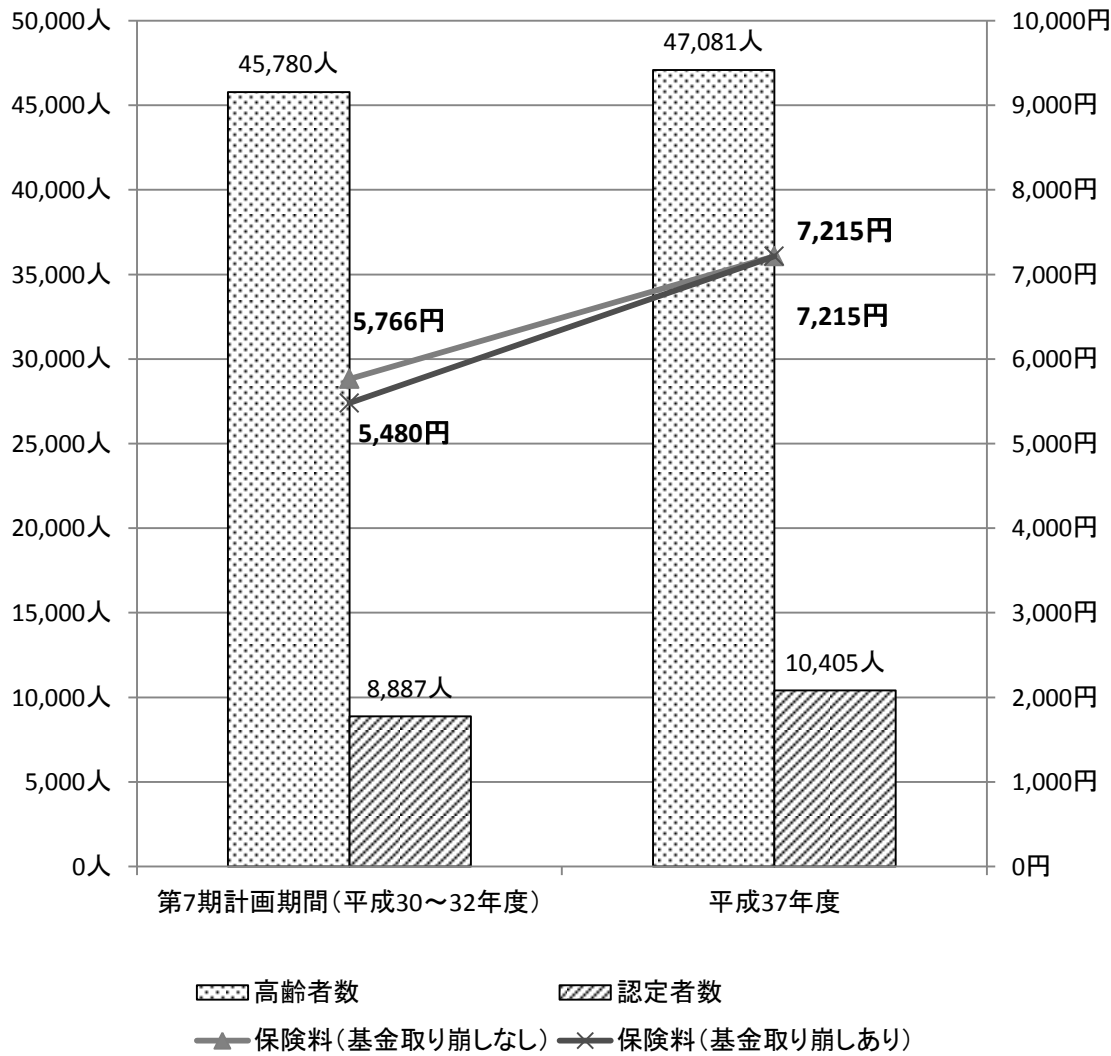
所得段階 区分	第7期		所得段階 区分	(参考)第6期	
	合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)		合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額(※1)+(合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	0.45	第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.45
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.65	第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.75	第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が120万円超)	0.75
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.85
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超)	1.00
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.20
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.40
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.60

※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した額の事で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除額がある場合は、特別控除額を控除した額です。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。

■第7期介護保険事業計画とその後の保険料見込額



第6章 計画の推進のために

第6章 計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、「いつまでも安心して暮らせるまち 日野」を実現するには、日野市のみならず市民、事業者、関係機関・団体等が力をあわせて取り組む必要があります。

1. 「諸力融合」を実現するため

「諸力融合」とは、市民、企業、学生、団体など未来への責任を共有する全ての人々が、互いの立場を尊重しながらそれぞれの持つ力をつなげ、一つの大きな力となって困難を乗り越えることで、可能性に満ちた未来を切り拓いていくことを示しています。

（１）市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、だれもが安心して暮らすことが出来るような地域共生社会の実現を目指します。

平成29年1月に制定された「日野市高齢者憲章」の考え方にに基づき、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍していくとともに、支援の必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支えていくことを目指しています。

そのため、高齢者自身が健康の保持・増進に努めるとともに、一人ひとりが介護予防の必要性を理解し、多様な活動に組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動だけでなく、豊富な経験や技能等を社会に還元し、ボランティア活動に積極的に参加することも求められています。

（２）自治会

日野市においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。

高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるようにするためには、地域住民による支え合いが重要となっており、その中でも自治会による支えは大きなものであり、また自治会活動の担い手としての高齢者の役割も大きくなっています。

平成23年に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心は高まっており、日野市では、避難行動要支援者支援のため、自治会への名簿提供も進んできているなど、高齢者と自治会との関係は非常に密接になっております。

（３）団体

平成29年1月に従来の日野市老人憲章を見直して制定された「日野市高齢者憲章」によれば、「高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に

伝えます」「高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます」などと位置づけられています。

この「高齢者憲章」にうたわれた姿を実現するためには、一人ひとりが個々に活動する方法もありますが、高齢者の活動を支える団体等の活動を活用して自己実現を図ることや高齢者の知恵や経験を団体の活性化につなげるような仕組みづくりが重要です。

そのためには、老人クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、新たに高齢者となる方とともに活動するような取組みを強化することが望まれています。

医師会をはじめとする医療関係団体や介護関係団体については、行政も交えながら市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみをより充実させることが期待されます。

一方、社会福祉協議会などの地域における福祉関係者や関係機関が連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体やNPO法人は、それぞれの活動団体などが有している特性や地域資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携することが期待されます。

（４）サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、計画的に介護人材の確保・育成を図ることで、サービスの質の向上と信頼をさらに高めることが必要です。

一方、市内のすべての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65歳までの定年の引き上げや継続雇用に取組み、高齢者に働く場を確保することが求められています。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

（５）市

市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

その実現のためには、市は、不断の努力をもって以下に取り組むことが求められています。

幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握します。

把握した市民ニーズ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等で取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるような条件整備に努めます。

2. 計画の進行管理

(1) 推進体制

各計画に定めた目標（制度の新設改廃、検討事項、計画値）が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

1) 推進主体

本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課が、各所属及び関係団体と連携し、推進していきます。

2) 推進方法

- ・毎年度、重点事業等に関する次年度における取組内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。
- ・当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課内で確認します。
- ・年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。
- ・また、今後計画の目標値と実績値が乖離した場合には、その原因の検討を行うなど、事業の進捗管理を適正に実施します。
- ・上記の取組み過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合、随時年度実行計画へ反映するものとします。

(2) 計画の進行管理体制

1) 評価期間

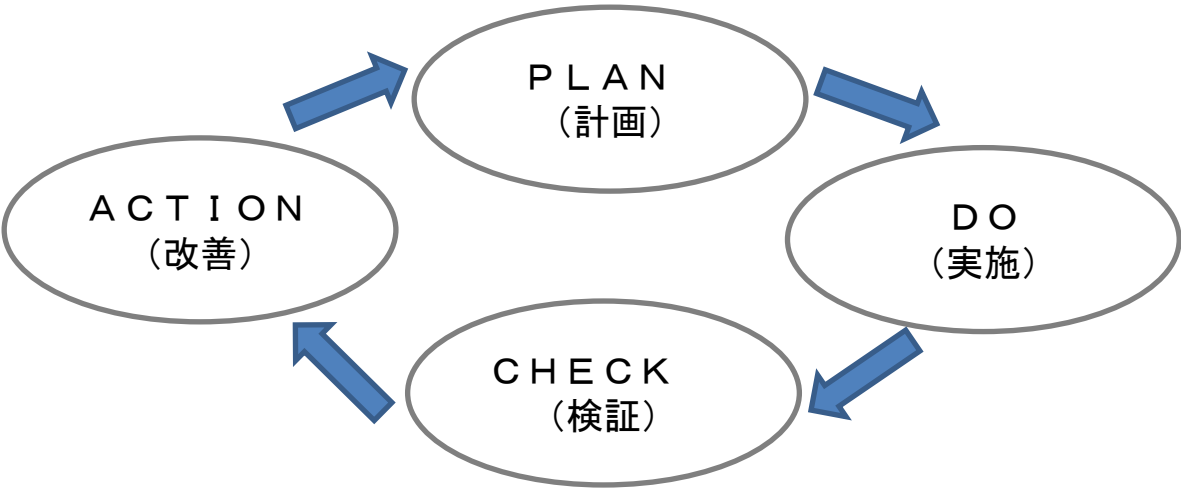
本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、検証と評価を行います。

これにより、本計画の内容について策定段階から検討してきた組織において、十分に検証されることが期待できます。また、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。

2) 評価方法

- ・年度当初に、計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、前年度の実績をもとに高齢福祉課の定める年度実行計画が妥当であるか、介護保険運営協議会が評価します。また、見える化システムを活用することで、各種指標を把握し、周辺市と適宜比較しながら分析します。
- ・評価にあたっては、PDCAの考え方にに基づき、「介護保険見える化システム」を適宜活用することで、介護サービスの分析等も行っていきます。

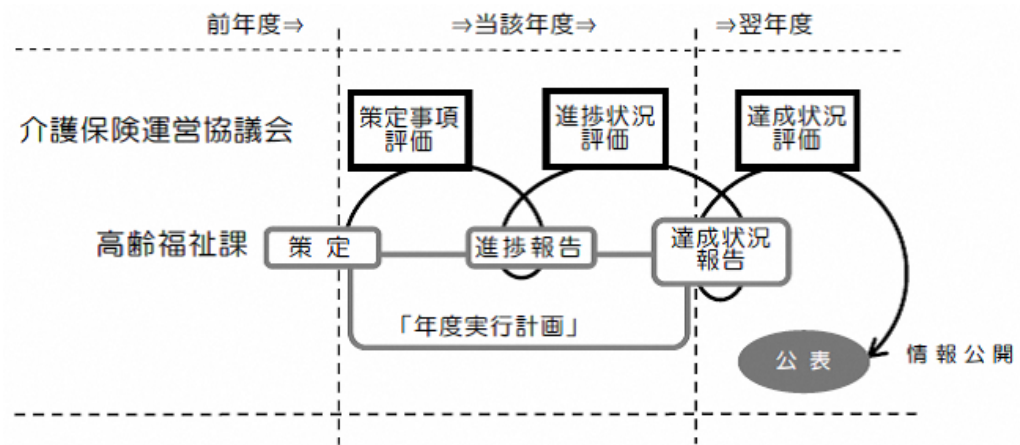
【PDCA の考え方】



(3) 情報公開

進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。

また、本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。



(4) 保険者機能の強化のための「自立支援・重度化防止」

高齢者の自立支援と重度化防止を図るためには、日野市が保険者として、市内の実態を適切に把握した上で課題分析を行い、その結果に沿って各種事業を計画的に行っていく必要があります。

そのため、本計画では自立支援、重度化防止の取組みを計画的に行うため、本市の目指すべき姿や基本理念の内容と十分に整合を図りながら、本計画に主な取組み方針について記載するとともに、達成状況においても評価することになりました。

今後は、地域包括ケア「見える化」システムの機能を十分活かした分析を行うとともに、施策の実施状況の評価、定期的な実態調査などを実施します。

なお、平成 30 年度の取組みをまとめた内容については、資料編に掲載しています。

資料編

1. 第6期介護保険事業計画における給付費の実績値

■介護予防サービス給付費

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	166,527	110,963	4,304
介護予防訪問入浴介護	0	8	0
介護予防訪問看護	28,051	35,479	38,876
介護予防訪問リハビリテーション	1,538	776	5,679
介護予防居宅療養管理指導	11,762	11,485	12,022
介護予防通所介護	291,699	206,539	647
介護予防通所リハビリテーション	74,872	75,327	80,976
介護予防短期入所生活介護	2,874	3,285	4,573
介護予防短期入所療養介護	222	434	0
介護予防福祉用具貸与	33,437	39,378	43,189
特定介護予防福祉用具購入費	5,658	4,749	5,393
介護予防認知症対応型通所介護	732	757	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,321	4,423	3,912
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,504	0	0
介護予防住宅改修	24,259	22,127	20,861
介護予防特定施設入居者生活介護	61,613	57,420	50,244
介護予防支援	101,946	86,073	41,460

(注) 平成29年度は推計値である。

■サービス別給付費

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	812,015	659,224	312,136
介護サービス	9,829,924	10,060,106	10,755,248
合計	10,641,939	10,719,329	11,067,385

(注) 平成29年度は推計値である。

■介護サービス給付費

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	900,693	910,904	951,387
訪問入浴介護	79,708	83,153	88,727
訪問看護	355,664	358,779	370,853
訪問リハビリテーション	15,468	15,261	24,171
居宅療養管理指導	144,243	160,902	174,051
通所介護	1,235,295	945,239	1,063,676
通所リハビリテーション	600,740	582,137	588,136
短期入所生活介護	202,031	204,877	215,958
短期入所療養介護	86,944	101,615	109,275
特定施設入居者生活介護	863,089	876,601	978,659
福祉用具貸与	362,560	377,541	397,125
特定福祉用具販売	16,001	18,568	20,713
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	65,896	63,381	67,361
認知症対応型通所介護	59,106	73,546	76,942
小規模多機能型居宅介護	332,742	323,862	317,710
認知症対応型共同生活介護	306,308	300,582	302,821
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,396	2,982	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護		381,026	427,157
住宅改修	30,896	35,533	27,862
居宅介護支援	536,011	540,585	580,664
介護老人福祉施設	1,535,162	1,679,753	2,013,134
介護老人保健施設	1,736,223	1,711,526	1,704,691
介護療養型医療施設	360,748	311,752	254,175

(注) 平成29年度は推計値である。

2. 日野市介護保険運営協議会

(1) 日野市介護保険運営協議会設置要綱

平成18年5月22日 制定

改正 平成23年6月16日

平成24年11月21日

平成28年4月1日

平成30年4月1日（予定）

(設置)

第1条 日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、日野市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会の構成委員は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

2 市民委員は、3人を一般公募により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、運営協議会の議長となる。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

（謝礼）

第7条 委員が運営協議会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則 略

(2) 日野市介護保険運営協議会委員名簿

H29.5.26 現在

No.	選出区分	氏 名	団 体・役 職 名
1	市民委員	宮内 寿彦	市民委員
2		押川 澄枝	市民委員
3		伊羅胡 悦子	市民委員
4	社会福祉関係の 学識経験者	◎ 天田 城介	中央大学文学部教授
5		日高 絢子	弁護士
6	保健・医療関係機関 が推薦する者	○ 野田 清大	日野市医師会代表
7		望月 諭	日野市医師会代表
8		高品 和哉	日野市歯科医会代表・ 東京都八南歯科医師会日野支部
9		伊藤 威	日野市薬剤師会代表・ 一般社団法人南多摩薬剤師会
10		稲葉 洋美	南多摩保健所
11		湯谷 将生	日野市訪問看護ステーション協議会代表
12	介護保険サービス提 供事業者の代表者	古谷 晋	日野市介護保険関連施設連絡協議会代表
13		松崎 敏男	日野市在宅介護事業者協議会代表
14		横川 しのぶ	ひのケアマネ協議会代表
15	地域における福祉関 係団体の代表者	多賀 聡子	日野市社会福祉協議会
16		相馬 みゆき	地域包括支援センター代表
17	行政職員	赤久保 洋司	日野市健康福祉部長

◎会長、○副会長

(3) 検討経過

平成 29 年度 第 3 期日野市高齢者福祉総合計画策定 検討経過

	日時・場所	審議事項
第 1 回	平成 29 年 5 月 26 日 (金) 市役所 庁議室	1. 第 2 期高齢者福祉総合計画の進行管理について 2. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定方針について 3. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査結果の中間報告 4. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定スケジュールについて
第 2 回	平成 29 年 6 月 28 日 (水) 市役所 庁議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・第 3 期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書について ・介護保険法の一部改正のポイントまとめ ・基礎調査課題整理について (アンケートから)
第 3 回	平成 29 年 7 月 28 日 (金) 市役所 504 会議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・委員の皆様から提出された課題整理について ・高齢者をとりまく環境の現状と課題について ・第 3 期高齢者福祉総合計画 構成案について ・第 3 期高齢者福祉総合計画 骨子案について
第 4 回	平成 29 年 8 月 29 日 (火) 市役所 504 会議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・高齢者をとりまく環境について ・高齢者福祉に関する課題について ・計画骨子 (案) について ・施策体系と事業の関係について
第 5 回	平成 29 年 10 月 6 日 (金) 市役所 庁議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・高齢者をとりまく環境について ・計画骨子 (案) について ・施策体系図 (案) について ・施策の分野と事業名 (案) について ・施策の分野と事業名 (案) 新規および重点事業について
第 6 回	平成 29 年 10 月 27 日 (金) 市役所 504 会議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・第 3 期日野市高齢者福祉総合計画 (素案) について ・第 7 期介護保険事業計画 (平成 30 年～32 年) 期間における介護保険料等について
第 7 回	平成 29 年 11 月 17 日 (金) 市役所 101 会議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・第 3 期日野市高齢者福祉総合計画 (素案) について
第 8 回	平成 30 年 1 月 26 日 (金) 市役所 庁議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・第 7 期介護保険事業計画 (平成 30～32 年) 期間における介護保険料等について ・パブリックコメントのご意見の計画への反映について
第 9 回	平成 30 年 2 月 23 日 (金) 市役所 庁議室	1. 第 3 期高齢者福祉総合計画策定について ・第 3 期高齢者福祉総合計画について (総括) 2. 第 2 期日野市高齢者福祉総合計画の進行管理について

３．「第３期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査」の概要

計画の策定に先立ち、高齢者の生活実態及び市内で介護保険サービスを提供している事業所とその職員の実態や意識を把握するために、８種類のアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、「第３期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月）及び市のホームページを参照してください。

■第３期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査の概要

【調査の方法と期間】

基準日	平成 28 年 12 月 1 日	
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	・高齢者実態調査	平成 28 年 12 月 13 日～12 月 26 日
	・居宅介護支援事業所等調査 ・サービス提供主体調査（介護サービス提供事業者・医療機関） ・住宅市場調査	平成 29 年 1 月 18 日～2 月 1 日

【調査対象者数と有効回収数】

（１）高齢者実態調査

区 分	1 自立高齢者 アンケート	2 要支援高齢者 アンケート	3 要介護高齢者 アンケート
対象者	要介護認定を受けていない方で、4つの日常生活圏域別に、後期高齢者と前期高齢者をそれぞれ85人抽出した。	4つの日常生活圏域別に、要支援 1、要支援 2 でそれぞれ 90 人ずつ無作為抽出した。	4つの日常生活圏域別に、要介護 1 から要介護 5 までそれぞれ 90 人ずつ無作為抽出した。
配布数	680 人	720 人	1800 人
有効回収数	440 人	478 人	810 人
有効回収率	64. 7%	66. 4%	45. 0%

(2) 居宅介護支援事業所等調査

区 分	1 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター調査
対象	(全数調査) 市内の居宅介護支援事業所 及び地域包括支援センター
配布数	51事業所
有効回収数	42事業所
有効回収率	82.4%

(3) サービス提供主体調査

区 分	1 介護保険 サービス提供事業者	2 医療機関
対象	(全数調査) 市内において介護保険サ ービスの提供を行う事業者	(抽出調査) 市内の医療機関の中から地 域間バランスを考慮し、内 科、整形外科、及び精神科を 抽出
配布数	198事業所	50事業所
有効回収数	113事業所	31事業所
有効回収率	67.3%	62.0%

(4) 住宅市場調査

区 分	1 不動産事業者	2 有料老人ホーム等
対象	(抽出調査) タウンページに掲載された 市内の事業所のうち、賃貸 契約をしているであろう 60の事業者を抽出	(全数調査) 市内における有料老人ホー ム、サービス付き高齢者向け 住宅、ケアハウスの事業者
配布数	60事業所	13事業所
有効回収数	18事業所	7事業所
有効回収率	30.0%	53.8%

4. パブリックコメントの概要

募集期間

平成 29 年 12 月 9 日から平成 30 年 1 月 9 日まで

素案の周知方法

- ・市広報への情報掲載

平成 29 年 12 月 1 日号の市広報に掲載し、素案作成と意見募集について周知しました。

- ・閲覧…閲覧用の素案冊子を、日野市役所本庁 2 階高齢福祉課、七生支所、豊田駅連絡所、市内の各図書館に設置しました。

- ・市ホームページへの掲載

平成 29 年 12 月 9 日から平成 30 年 1 月 9 日まで、素案全文を掲載しました。

説明会の開催

市民の皆様を対象に説明会を計 4 回開催し、のべ 14 名の方にご参加いただきました。

開催日	時間	開催場所	参加者数
平成 29 年 12 月 14 日	18:30~20:30	市役所 504 会議室	4 名
平成 29 年 12 月 16 日	14:00~16:00	七生福祉センター	4 名
平成 29 年 12 月 18 日	14:00~16:00	多摩平の森ふれあい館	5 名
平成 29 年 12 月 20 日	18:30~20:30	平山季重ふれあい館	1 名
合計			14 名

意見応募方法

説明会の席上、郵送、電子メールにて受け付けました。

意見の表明者数と意見総数

8 人、44 件

5. 保険者機能の強化 平成30年度の実施計画

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
以下の将来推計を実施しているか。 ア 2025年度における要介護者数・要支援者数 イ 2025年度における介護保険料	・2025年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するために重要な指標の将来推計の把握を評価するもの。	ア 5章_2(2) イ 5章_5(3)

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1) 地域密着型サービス

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。 ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している（説明会の開催、個別の働きかけ等） エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている	・地域密着型サービスについて、保険者として地域の実情に応じた基盤整備を図るための取組を評価するもの。	1211～1216、 1302、1303、1405
地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	・地域の状況の変化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの。	1211～1216、 1302、1303、1405

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合（16.6％）で実地指導を実施しているか。	・指定権限が保険者にある地域密着型サービス等について、保険者としての計画的な指導監督を評価するもの。	1506

（１）介護支援専門員・介護サービス事業所

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている	・高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として、ケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対して、保険者の基本方針を伝えていることを評価するもの。	1506
②	介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を含む。）の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	・介護サービス事業所の質の向上に向けた保険者の取組を評価するもの。	1507

（２）地域包括支援センター

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞ 地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく３職種の配置を義務付けているか。	・地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供されるよう体制が確保されていることを評価するもの。	4101

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む) 一人当たり高齢者数(圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下 ※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標とする。 担当圏域における 第1号被保険者の数が概ね2,000人以上3,000人未満:1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人以上2,000人未満:750人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人未満:500人以下	・地域包括支援センターの人員配置状況を評価するもの。	4101
地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	・委託型の地域包括支援センターが多い中で、保険者と地域包括支援センターの連携を評価するもの。	4101
毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。 ア 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している	・地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、毎年度の検討・改善のサイクルを評価するもの。	4101
介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者の連携を推進するための場の設定を評価するもの。	2105

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
<地域ケア会議に関するもの> 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	・地域ケア会議の機能（①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成）を踏まえ、当該地域の地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、計画的に開催していることを評価するもの。	4102
地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	4102
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。 （個別ケースの検討件数／受給者数） ア 個別ケースの検討件数／受給者数〇件以上（全保険者の上位3割） イ 個別ケースの検討件数／受給者数〇件以上（全保険者の上位5割）	・当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度を評価するもの。	4102
地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	・個別事例の検討を行ったのち、フォローアップをしていること等を評価するもの。	4102
複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	4102

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	・多職種による課題共有を評価するもの。	4102

(4) 在宅医療・介護連携

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している	・在宅医療・介護連携推進事業の（ア）（イ）の事業項目に関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの。	2201 2202
医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、（４）①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業の（ウ）の事業項目に関連して、具体的な実施状況とそのPDCAサイクルの実施を評価するもの。	2301
医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業の（エ）の事業項目に関連して、具体的な取組状況を評価するもの。	2202

指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業の（オ）の事業項目について、地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することを評価するもの。	2103
医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業の（カ）の事業項目について、介護支援専門員をはじめとする介護関係者と、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの。	2105
関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の事業項目に関連する指標。 ・入院時、退院時の医療・介護連携に係る具体的な取組を評価するもの。	2107

（５）認知症総合支援

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の１の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない	・認知症総合支援策に係る、具体的な計画及びそのPDCAを評価するもの。	3101 3102 3103

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	・認知症支援に係る適切な体制を評価するもの。	3101
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。	・認知症支援に係る医療との連携の重要性に鑑み、医療関係者との連携を評価するもの。	3101
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。	・地域の実情に応じた、様々な認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの。	3201 3202 3301 3302 3303

(6) 介護予防／日常生活支援

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	・住民及びサービス事業者等地域の関係者に対する総合事業に係る狙いや趣旨等の正しい理解や周知を促進することを評価するもの。	1223
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	・基本指針を踏まえ、多様なサービス等の計画的な整備に向けた取組を評価するもの。	1223

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	・多様なサービス等の実施に係るPDCAサイクルの活用を評価するもの。	1223 4301
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	・地域の高齢者のニーズを前提として、総合事業における多様なサービスの創設実績を評価するもの。	1223 4301
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等） ア 通いの場への参加率が〇%（上位3割） イ 通いの場への参加率が〇%（上位5割）	・介護予防に資する通いの場への参加状況を評価するもの。	1225
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	・介護支援専門員等が地域資源等に関する情報を共有することにより、住民に適切なサービスの提供ができるよう、情報提供の取組を評価するもの。	4301

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	・自立支援、重度化防止等に向けた取組において重要となる、リハビリテーション専門職等との連携を評価するもの。 ※地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業のみでなく、都道府県が都道府県医師会等関係団体と構築している地域リハビリテーション支援体制の活用により、介護予防におけるリハビリテーション専門職等の関与が促進できる仕組みとなっている場合なども含む	1224 1225
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか（単なる周知広報を除く。）	・住民の参加を促進する仕組みの創設、高齢者の地域における役割の創設等、地域の実情に応じた様々な工夫により、高齢者の積極的な介護予防への参加を推進していることを評価するもの。	1225

(7) 生活支援体制の整備

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	・生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての方針の決定や支援を評価するもの。	4301
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	・生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。	4301
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	・協議体について、単なる設置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。	4301
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	・生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の開発実績を評価するもの。	4301

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	・「介護給付適正化計画に関する指針」（平成29年7月7日老介発第0707第1号別紙）を踏まえた、介護給付の適正化事業の実施を評価するもの。	4柱1（5）

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%（全国平均）以上 イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%（全国平均）未満	・ケアプラン点検の実施状況を評価するもの。	1502
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	・医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、実施を評価するもの。	1504
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ・地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う ・福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ・貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	・福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。	1503
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ・被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある ・住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	・住宅改修について、建築専門職やリハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。	1503

(2) 介護人材の確保

	指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	第7期介護保険事業計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの。	1101 1102

第3期日野市高齢者福祉総合計画（平成30年度～平成32年度）

平成30年3月

発行 日野市健康福祉部高齢福祉課

〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

電話 042-585-1111（代表） FAX 042-583-4198

日野市のホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>